

事 務 連 絡
令和8年9月24日

各 厚生労働大臣認可

共済事業実施消費生活協同組合(連合会) 御中

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課消費生活協同組合業務室

令和8年台風第25号に伴う災害等に対する
緊急特別取扱い措置について

令和8年台風25号に伴う災害等(災害のおそれを含む。以下同じ。)により、千葉県銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町及び東京都大島町に災害救助法が適用されました。

つきましては、共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会においては、共済事業規約にかかわらず、災害救助法が適用された自治体において、被災した共済契約者に対し、下記の緊急特別取扱い措置を適切に講ずるようお願いします。

なお、当該措置を講ずる場合には、別紙様式により届出をしてください。

また、今後、本災害等により災害救助法の適用地域が追加された場合も同様とします。

記

1 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

- (1) 共済証書等を焼失又は流出した共済契約者については、り災証明書の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払いの利便を図ること。
- (2) 共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行うなど、適宜の措置を講ずること。
- (3) 共済契約の更新手続きについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間を設けるなど、適宜の措置を講ずること。

2 業務停止等における対応に関する措置

共済事業に関する業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やイン

ターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。